

元気と心かよう安らぎを育むまちづくり

介護予防事業の種類と内容

要支援・要介護状態になることの予防、軽減もしくは悪化の防止のために行う事業のうち、予防給付と重なるものを除いた事業です。

◇一次予防事業と二次予防事業があります。

《一次予防事業》

事業名	事業内容
介護予防普及啓発事業	主として活動的な状態にある高齢者を対象に、健康教育、健康相談などを通じて介護予防に関する知識の普及・啓発を図る事業です。
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関する地域活動組織やボランティアの支援や育成に関する事業です。
一次予防事業評価事業	一次予防事業の対象者に対する介護予防事業を評価する事業です。

《二次予防事業》

事業名	事業内容
二次予防事業の対象者把握事業	65歳以上の高齢者の方を対象として、基本チェックリストにより、介護予防教室の対象となる一定基準を満たす二次予防事業の対象者を把握します。
通所型介護予防事業	二次予防事業の対象者に対して、介護予防を目的として通所型で行う「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」などの事業です。
訪問型介護予防事業	通所型事業への参加が困難な二次予防事業の対象者に対して、主に、「運動器の機能向上」「栄養改善」を目的として、対象者の居宅を、保健師らが訪問して行う相談・指導の事業です。
二次予防事業評価事業	二次予防事業の対象者に対する介護予防事業の効果を評価する事業です。

65歳以上の人への介護保険料

介護保険料は基準額をもとに決められます

介護保険制度では、介護サービスを提供するのに掛かる費用のうち、21%を1号被保険者(65歳以上の高齢者)の保険料で賄うことになっています。

第5期の各所得段階別保険料は以下の表の通りです。

第5期介護保険料の基準月額は 3,700円です

◆基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は人や世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。

所得段階	対象者	保険料率	保険料月額
第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人	基準月額 × 0.50	1,850 円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準月額 × 0.50	1,850 円
第3段階(特例)	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の人	基準月額 × 0.70	2,590 円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている人	基準月額 × 0.75	2,775 円
第4段階(特例)	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準月額 × 0.95	3,515 円
第4段階(基準)	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている人	基準月額	3,700 円
第5段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準月額 × 1.25	4,625 円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準月額 × 1.50	5,550 円
第7段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準月額 × 1.75	6,475 円
第8段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上の人	基準月額 × 2.00	7,400 円

●老齢福祉年金とは
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

●合計所得金額とは
収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

